



大井交番



～発行～
 東入間警察署
 ☎269-0110
 大井交番
 ☎266-0390

東入間警察署HP



新自転車安全利用五則



- ①車道が原則、**左側**を通行
歩道は例外、**歩行者**を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、**安全確認**
- ③夜間は**ライト**を点灯
- ④**飲酒運転**は禁止
- ⑤**ヘルメット**を着用

みんなで守ろう
 自転車安全利用五則



中央交通安全対策会議交通対策本部決定

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、「**自転車安全利用五則**」(令和4年11月1日交通対策本部決定)がまとめられています。

自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があり、自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切です。



警察事務職員(上級)募集中

【採用試験受付期間】



令和8年4月21日(火)から
 令和8年5月7日(木)まで



「埼玉県警察ホームページ」
 はこちらから

※詳細は埼玉県警察ホームページでご確認ください

特殊詐欺に注意！！

東入間警察署管内(ふじみ野市・富士見市・三芳町)では、連日多数の特殊詐欺犯人からの電話が架かってきております。不審な電話が架かってきた際は、東入間警察署までお知らせください。



交番事件簿 (3月16日~4月15日)

- * 自転車盗……………1件
- * 車上ねらい……………2件
- * 万引き……………1件
- * その他の窃盗……………3件
- * 交通事故……………22件



本数値は、大井交番における事案取扱い件数であり、刑法犯認知件数とは異なります。

春における山岳遭難の防止

5月に入り、春山の登山を楽しむ方も増えてくる時期となりました。また、近年の登山ブームで、登山初心者の方も多くいると思います。万全の準備と細心の注意をもって、事故のない楽しい登山にしましょう。

- ☆登山届を提出しましょう。
- ☆防寒対策も忘れずに！！

